



福岡医発第206号(保)

平成15年 4月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



言語聴覚療法に係る施設基準について

言語聴覚療法に係る施設基準につきましては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成14年3月8日保医発第0308003号)等により取り扱われているところでありますが、今般、厚生労働省保険局医療課より、平成15年言語聴覚士国家試験の合格者において、平成15年4月30日までに言語聴覚士国家試験の合格証書の写しの提出があった場合については、言語聴覚士が勤務している旨の届出があったものとみなす取扱いとする事務連絡が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

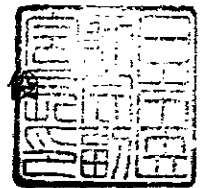
なお、15年5月31日までに登録済証明書の写しが提出されない場合は、合格証書の写しの提出があった日に遡って、言語聴覚士が勤務している旨の届出が無効となりますのでご留意下さい。



事務連絡（保 14）
平成 15 年 4 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
青 柳



言語聴覚療法に係る施設基準について

言語聴覚療法に係る施設基準につきましては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 14 年 3 月 8 日保医発第 0308003 号）等により取り扱われているところでありますが、今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 15 年言語聴覚士国家試験の合格者において、平成 15 年 4 月 30 日までに言語聴覚士国家試験の合格証書の写しの提出があった場合については、言語聴覚士が勤務している旨の届出があったものとみなす取扱いとする事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

ただし、平成 15 年 5 月 31 日までに登録済証明書の写しが提出されない場合は、合格証書の写しの提出があった日に遡って、言語聴覚士が勤務している旨の届出が無効となりますので、その取扱いにつきまして遺漏のないよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・ 言語聴覚療法に係る施設基準について
（平 15.4.9 厚生労働省保険局医療課事務連絡）





事 務 連 絡

平成15年4月9日

地 方 社 会 保 険 事 務 局

都道府県民生主管部（局）

各 国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

言語聴覚療法に係る施設基準について

言語聴覚療法に係る施設基準については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308003号）等により取り扱われているところですが、平成15年言語聴覚士国家試験の合格者において、平成15年4月30日までに言語聴覚士国家試験の合格証書の写しの提出があった場合については、言語聴覚士が勤務している旨の届出があったものとみなす取扱いといたします。ただし、5月31日までに、登録済証明書の写しが提出されない場合は、合格証書の写しの提出があった日に遡って、言語聴覚士が勤務している旨の届出を無効としますので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底をお願いします。